

●手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金の１０～５０％ ※上記の範囲内で個別に求人者と定めます。 (手数料負担者は求人者とします。)
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金の１０～５０％ ※上記の範囲内で個別に求人者と定めます。 (手数料負担者は求人者とします。)
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 １,０００,０００円 ・ 活動１日当たり ０円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金の１０～５０％ ※上記の範囲内で個別に求人者と定めます。 (手数料負担者は求人者とします。)
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金の１０～５０％ ※上記の範囲内で個別に求人者と定めます。 (手数料負担者は求人者とします。)

- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。